

(当初設計)

特記仕様書（案）

業務名 波洲橋架替工事に伴う技術協力業務委託

場所 尼崎市東難波町3丁目・西長洲町3丁目及び扶桑町の各一部

工期 契約締結日から波洲橋架替工事に伴う

詳細設計業務委託の完了日（令和6年3月31日）までを予定

担当課 尼崎市都市整備局土木部橋りょう維持担当

特記仕様書（案）

総 則

1) 適 用

1. 本特記仕様書（案）は、尼崎市が委託する「波洲橋架替工事に伴う技術協力業務委託」に適用する。
2. 本特記仕様書（案）に記載なきものは、兵庫県が定める最新の「兵庫県土木設計業務等委託必携」による。

2) 目的

都市計画道路常光寺難波線と一級河川庄下川が交差する位置に架設された波洲橋について、老朽化が著しいことや耐震性能に劣るなどに加えて、両側に歩道がないなどの課題を解決するために、都市計画道路の幅員 15m で架替を行うこととしている。本業務は、波洲橋の架替工事の実現に向けて、建設コストや維持管理コストなどのライフサイクルコストの低減や、整備効果の早期発現を目指した工期の短縮を目的として行う詳細設計に対し、技術協力業務を委託するものである。

3) 事業手法および実施体制

（都）常光寺難波線は交通量が多く近隣に迂回路がないことから、施工中の全てを通行止めにするのは困難である。また、マンションや工場が隣接していることから、新たに施工ヤードを設けることが困難であり、騒音や振動対策が必要となるため、工事の最適な仕様が確定できない。そのため、本事業では技術提案・交渉方式のうち設計段階から施工者が関与する ECI 方式（技術協力・施工タイプ）の導入を図っている。本業務の受託者は、尼崎市（以下、「発注者」という。）が別途契約した詳細設計業務委託の受託者（以下、「設計者」という。）と協力して、受託者の施工技術に基づく設計を完成させるものとする。

4) 定 義

次に掲げる用語の意義は、以下のとおりである。

- (1) 設計者とは、波洲橋架替事業に伴う設計業務委託の受託者をいう。
- (2) ECI 方式とは、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と技術協力業務の契約を締結し、別の契約に基づき実施している設計に技術提案内容を反映させながら価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結する方式をいう。
- (3) 受託者とは、波洲橋架替事業に伴う技術協力業務委託の受託者をいう。
- (4) CM 業務とは、設計協議及び運営に関わる支援から、工事発注までの業務工程及び工事費の管理を発注者に対して先導的にマネジメントする業務をいい、波洲橋架替工事

における発注者支援業務を示す。

(5) 設計協議とは、発注者、設計者及び受託者、CM業務受託者（以下、「CMR」という。）が出席し、設計内容について協議するものをいう。

(6) 設計協力協定とは、受託者の提案を反映させた設計成果の完成に向けた発注者および設計者、受託者間の調整及び協力に関する協定をいう。

(7) 基本協定とは、工事の契約に至るまでの交渉手続や交渉不成立時の手続に関する受託者との協定をいう。

第1条 業務項目等

1) 業務項目

(1) 業務計画の立案

① 現地踏査および業務計画書作成 一式

(2) 技術協力業務（ECI方式）

① 技術提案 一式

② 技術情報等の提供 一式

③ 施工計画に関する支援 一式

④ 設計の確認 一式

⑤ 全体工事費の算出 一式

⑥ 関係機関協議資料への提案 一式

⑦ 設計協議 一式

(3) 成果とりまとめ及び報告書作成 一式

(4) 打合せ協議 一式

2) 業務内容

(1) 業務計画の立案

① 現地踏査および業務計画書作成

業務実施に際して本業務内容を把握し、業務実施のための現地踏査を実施したうえで、基本方針・工程計画・作業体制等について検討し、業務計画書を作成する。

(2) 技術協力業務（ECI方式）

① 技術提案

受託者は、優先交渉権者選定時に提出した技術提案の内容に関わらず、コスト縮減や工期短縮、施工時の制約条件への対応、周辺環境への影響の低減等に有効な技術提案を必要に応じて行う。

② 技術情報等の提供

受託者は、実施することが認められなかった技術提案を除き、技術提案の適用判断及び設計への反映の際に必要な、技術提案に関する機能・性能、適用条件等の技術情報、見積もり、見積根拠等を提出するものとする。その他、発注者から指示があった当該施工に係る技術情報の提供を行うものとする。

③ 施工計画に関する支援

受託者は、全体工事費の算出のために、設計者が行う設計の内容に応じた工事工程表、施工順序、施工方法、資材・機械の搬入計画、施工ヤード計画等、工事の実施に当たって必要な計画を記載した資料を作成するものとする。

④ 設計の確認

受託者は、設計者が行う設計の内容に対して技術提案が適切に反映されていることを確認する。また、技術提案以外の部分を含めて施工性の観点から設計の内容の確認を行い、設計の内容について疑義がある場合は、発注者に報告し指示を受けるものとする。

⑤ 全体工事費の算出

受託者は、設計の進捗に応じて全体工事費を算出し、本業務期間の中間段階および最終段階その他の発注者が必要と認めた時期に、全体工事費を記載した全体工事費調書及びその算出の根拠となった資料を発注者に提出する。

⑥ 関係機関協議資料への提案

優先交渉権者は、発注者や設計者が作成する関係機関協議の対象者との協議資料について、施工の観点からの助言や技術情報の提供を行う。

⑦ 設計協議

設計協議は、発注者と受託者、設計者及び CMR と設計に関する協議を実施する。設計協議には、必要に応じて、添架管事業者も参加する予定である。設計協議は、計 9 回（2～3 週間に 1 回の頻度）行い、1 回あたり半日程度の実施を想定している。

設計協議には、管理技術者が立合うものとする。

(3) 成果とりまとめ及び報告書作成

一連の業務結果を報告書として取りまとめ、併せて、概要版を作成する。部数は、以下のとおりとする。

- ・ 報告書 2部
- ・ 概要版 2部

また業務の成果品については、上記の紙媒体及び電子媒体（DVD-R 等）で納品すること。

（4）打合せ協議

打合せ協議は、本業務に対する業務計画や成果等について発注者との打ち合わせを行うものとし、業務着手時及び成果品納入時を想定している。また、全ての打合せ協議には、管理技術者は立会うものとする。ただし、監督員から指示を受けた場合は、打合せ回数を変更できるものとする。

第2条 提出書類

受託者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受託・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受託時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、書面により調査職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。また、「業務実績データ」の登録後、登録機関発行の「登録内容確認書」を直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第3条 受託者の義務

1) 受託者の義務

1. 受託者は、業務の意図・目的を十分理解すると共に、構造基準等に適合し、所定の強度・耐久性・施工性・安全性・美観・環境衛生等の諸要素を満足するよう高度の技術を発揮すること。
2. 受託者は、常に企業としての、中立性を保持すること。
3. 受託者は、業務の実施にあたり、関連する諸法令を厳守すること。

2) 設計協力協定の締結について

受託者が提案した技術提案を反映させた設計成果の完成に向けた発注者、CMR、設計者及び受託者による設計協力協定（案）を作成し、4者の間で協定を締結すること。

第4条 本業務に従事する者の資格

1) 管理技術者および照査技術者は次のいずれかの実績・経験を有すること。ただし、企業の施工実績を有する場合は、管理技術者および照査技術者の施工実績は問わない。

- ・国土交通省・地方自治体・高速道路会社^{※1}が発注した河川もしくは道路の橋りょうの架替工事または新設工事^{※2}

※1：高速道路会社とは、高速道路株式会社法に基づく会社を示す。

※2：上部工もしくは下部工のいずれかの工事であれば実績とみなす。

2) 管理技術者および照査技術者は次のいずれかの資格を有すること。

- ・1級土木施工管理技士
- ・技術士「総合技術監理部門」又は「建設部門」（とし、選択科目は「鋼構造及びコンクリート」とする）
- ・RCCM（業務に該当する登録技術部門）

第5条 貸与資料

以下の関係資料等を受託者に貸与する。業務完了後直ちに返還すること。

- ①令和2年度：波洲橋地質調査業務委託
- ② " : 波洲橋交通量調査業務委託
- ③ " : 波洲橋交通渋滞予測業務委託
- ④ " : 波洲橋の補強・架替方針の検討業務
- ⑤令和3年度：波洲橋橋梁予備設計業務委託
- ⑥令和4年度：波洲橋架替工事における入札契約方式の検討業務委託
- ⑦河川協議議事録 1式

第6条 検査

受託者は、検査・検収等において受託者の責に帰すべき理由により、業務目的が達成されていないと認められた場合、すみやかに訂正・補正その他の処置をすること。

第7条 成果品

1. 成果は、すべて発注者に帰属するものであって、いかなる形においても発注者の許可なく発表・引用しないこと。
2. 本業務の成果品については、下表の通りとする。

成果品の内容	仕様	部数	摘要
1. 電子媒体	CD-R またはDVD-R	2部	
2. 紙媒体			
①報告書		2部	
②概要報告書		2部	

第8条 業務の計画

受託者は、契約締結後、14日（休日等を含む）以内に全体の業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。業務概要に記載している各業務に関する業務計画書の作成は、業務実施前の14日（休日等を含む）以内にそれぞれ提出すること。

第9条 手続き

業務実施のため、必要な関係行政機関・その他に対する諸手続きは、受託者において、迅速に処理すること。

第10条 私有地への立ち入り

1. 受託者は、業務実施のため現地に立ち入る場合は関係者と十分な協調を保ち、業務が円滑に進捗するよう努めること。
2. 借地・伐採・その他補償等が必要な場合は、原則として受託者において行うこと。

第11条 疑義

受託者は、業務の方針・条件等に疑義を生じた場合は、調査職員と協議し明確にすること。

第12条 その他

その他不明な点や定めのない事項については、発注者と協議すること。

以上

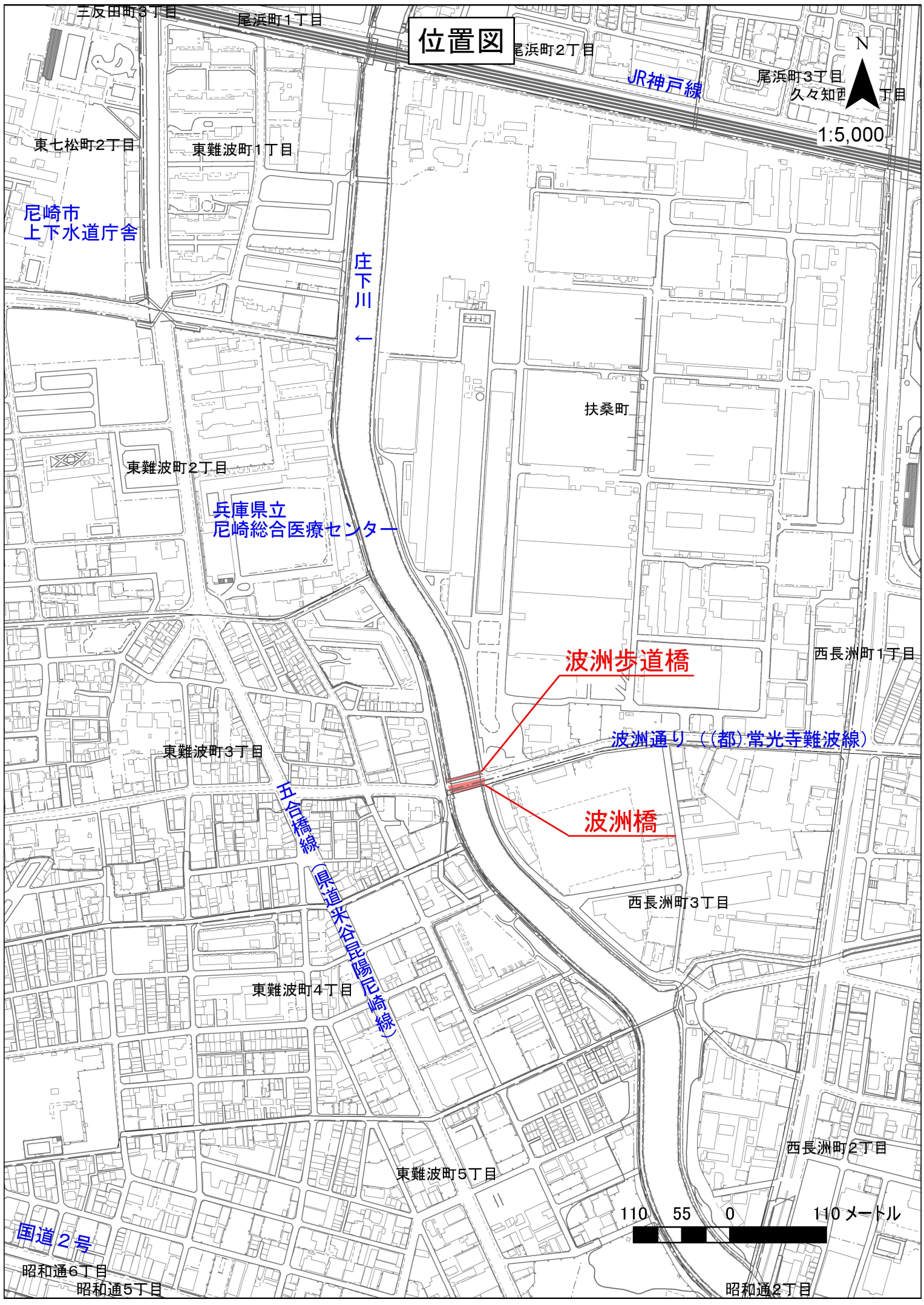
数量総括表

業務名	波洲橋架替工事に伴う技術協力業務委託		事業区分			
			工事区分			
費目・工種・種別・細目	規格		数量	単位	摘要	
設計業務委託費						
土木設計						
共通						
打合せ等						
打合せ協議		1.0 = 1.0	1	式		
技術協力業務						
技術協力業務						
現地踏査および業務計画書作成		1.0 = 1.0	1	式		
技術提案		1.0 = 1.0	1	式		
技術情報等の提供		1.0 = 1.0	1	式		
施工計画に関する支援		1.0 = 1.0	1	式		
設計の確認		1.0 = 1.0	1	式		
全体工事費の算出		1.0 = 1.0	1	式		
関係機関協議資料への提案		1.0 = 1.0	1	式		
設計協議		9.0 = 9.0	9	回		
成果とりまとめ及び報告書作成		1.0 = 1.0	1	式		

位置図



1:5,000



波洲歩道橋

波洲橋

波洲通り ((都)常光寺難波線)

庄下川

尼崎市
上下水道庁舎

兵庫県立
尼崎総合医療センター

国道2号



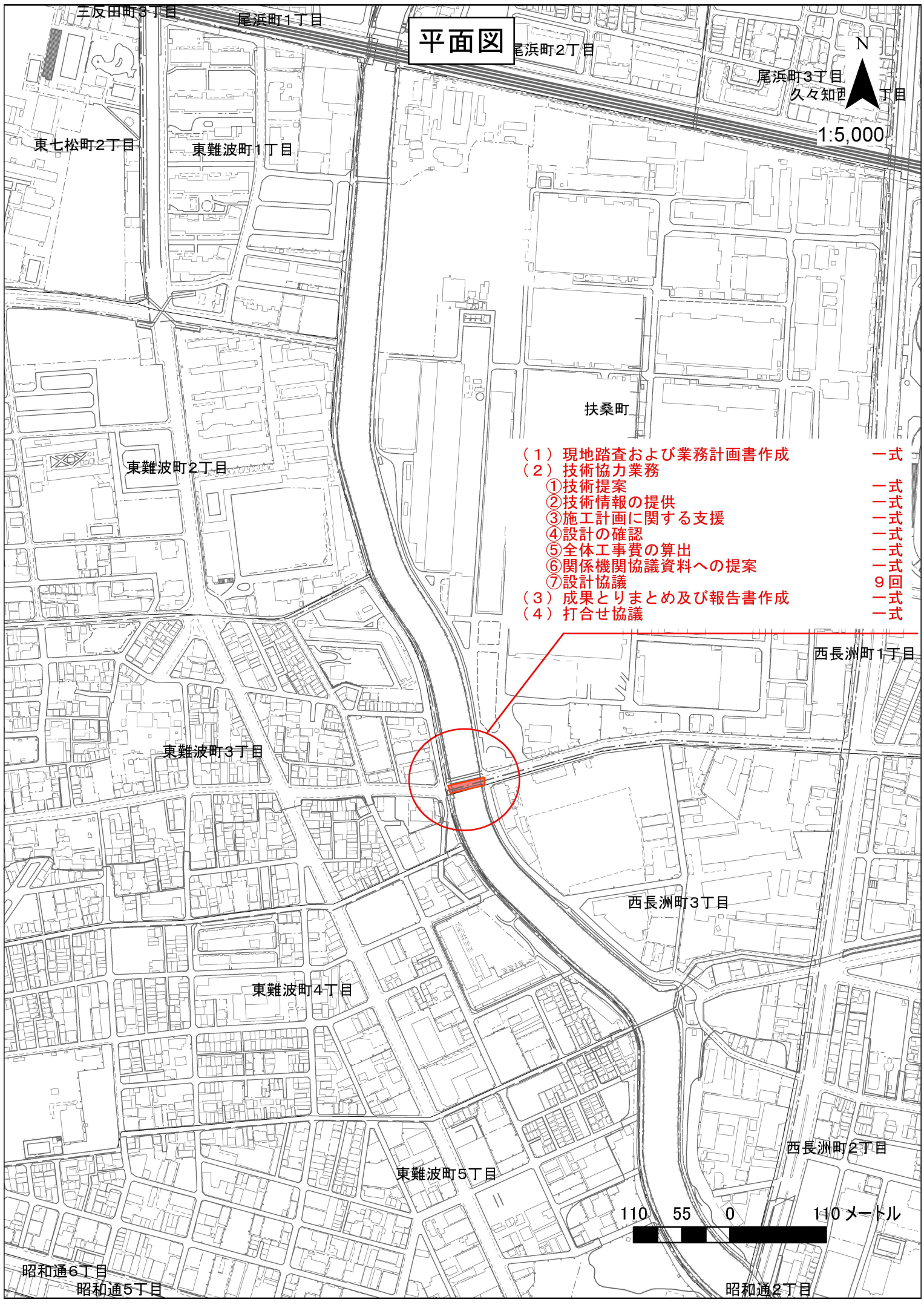
昭和通6丁目
昭和通5丁目

昭和通2丁目

平面図



1:5,000



- (1) 現地踏査および業務計画書作成 一式
- (2) 技術協力業務
 - ① 技術提案 一式
 - ② 技術情報の提供 一式
 - ③ 施工計画に関する支援 一式
 - ④ 設計の確認 一式
 - ⑤ 全体工事費の算出 一式
 - ⑥ 関係機関協議資料への提案 一式
 - ⑦ 設計協議 9回
- (3) 成果とりまとめ及び報告書作成 一式
- (4) 打合せ協議 一式

